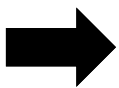


学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて《概念図》

公欠となる事項

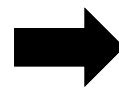
1 気象警報・交通機関の運休

ケース①:
気象警報のうち、
(1)暴風警報
(2)暴風雪警報
(3)大雪警報(三朝を除く。)
(4)特別警報
のいずれかが発表されると…



大学は休講(※1)

この場合、課外活動についても全て禁止



後日、補講を実施

※1「休講」とは… 授業を取りやめること。

ケース②:
休講の対象とならない気象警報、交通機関の運行休止により通学が困難となった…



届け出ることで、公欠



授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

2 忌引き

学生の親族に不幸が…
ケース①: 配偶者
ケース②: 1親等(父母、子)
ケース③: 2親等(祖父母、兄弟姉妹、孫)



届け出ることで、公欠

- ①配偶者 死亡日から連続7日以内
- ②1親等 死亡日から連続7日以内
- ③2親等 死亡日から連続3日以内



授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

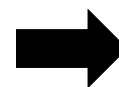
3 感染症

学生が、感染症に罹患し、出席停止となったら…
・インフルエンザ
・麻疹 など
※特定の感染症に限る。



届け出ることで、公欠

医師の発行する病名・罹患期間の記載された診断書(治癒証明書)に基づき、罹患期間=公欠期間とする。



授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

インフルエンザ、麻疹などの集団発生の場合、感染拡大防止の措置として…



大学は休業(※2)

感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。



休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長及び教育担当理事等で協議の上、学長が決定するものとする。

※2「休業」とは… 授業のみならず、研究活動についても行わないこと。原則として、大学への立ち入りを禁止する。

準公欠(※3)となる事項

1 裁判員制度

2 その他証人、参考人等として裁判所その他官公署へ出頭する場合

ケース①:
辞退せず、裁判員制度に基づき裁判所へ出頭したら…
ケース②:
証人や参考人等として、裁判所その他官公署へ出頭したら…



届け出ることで、準公欠(※3)

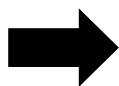
- ①出頭したことの証明書を添付
- ②当該用務に従事した期間の証明書を添付



授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

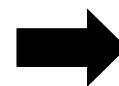
3 骨髄移植のための骨髄液提供等

ドナー候補者又はドナーとなり、検査、入院又は諸手続等のために医療機関へ赴く場合は…
※親族以外に提供する場合に限る。



届け出ることで、準公欠(※3)

(財)骨髄移植推進財団の発行する証明書を添付



授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

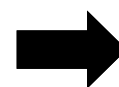
4 災害ボランティア活動

災害ボランティア活動に従事する場合は…
※学期当たり、最大7日間(往復に要する日数を含む。)を限度とする。
※対象となる災害は、公示する。



事前の申請により、準公欠(※3)

- ①保護者等及び指導教員等の了承を得た上で、事前に、申請書等を提出
- ②ボランティア活動終了後、ボランティア活動証明書の提出



授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

※3「準公欠」とは… 公欠に準じて取り扱う授業欠席のこと。

東日本大震災は対象となります。

【注意】 ◆ 上記の各手続きは、所属学部・コース・研究科の教務担当窓口にて行ってください。
◆ 上記以外の授業欠席については、公欠又は準公欠になりません。